

理由書

本市の中心部であった高田町地区は、東日本大震災による津波被害により住宅、公益施設、業務施設の大部分が流出したため、当地区の早期の復興が全市的に必要である。

このことから、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる、防災機能、居住機能を有した市街地を形成するため、被災時の初動体制の中心となる消防署、警察署、避難所となるコミュニティセンター、仮設住宅の建設地となる多目的広場、居住機能を分担する公営住宅を本案のように決定する。